

西俊輔の「毎日楽しく」

Vo1.76 2011年12月号

「企業は社会の公器」とは、この「毎日楽しく」でも何度か書いている経営の神様、松下幸之助氏のことばです。たとえ、国や地方公共団体などから出資を受けていない私企業といえども、会社の財産は「公」のものという考え方ですが、みなさんはこれを聞いてどう思いますか？

法律的に言えば、会社は株主のもので、会社オーナーである株主から経営をまかされた経営者（取締役）が、株主から託された資金や自ら雇った従業員を使ってビジネスをし、利益が出たらオーナーに分配する、というのがそもそもの株式会社制度の成り立ちです。法律もそれを前提として作られています。しかし、会社という制度が一般化し、多くの人々の生活がこれによって支えられ、また、国の税収の多くを会社に頼るようになる（個人が納める所得税の原資も結局は会社から支払われる給料）、会社は株主のもの、と単純に論じていいのかが難しいところです。

最近話題になった某大手製紙会社の元会長による、100億円以上もの会社のお金をカジノで使ったという事件も、この、会社は株主のものという意識が働いていたと言えるのではないのでしょうか。もちろん、この製紙会社は上場していますので、元会長がオーナーの会社ではありませんが（実質的な持分はわかりませんが）、元会長は創業者一族で会社の代表者でしたから、少なくとも、会社は公のもの、という意識はなかったことでしょう。

松下幸之助氏は、「商売であがった利益は、法律上は個人（株主）のものであるけれども、しかし実質的には社会の共有財産である。したがってその一部は自分の良識で使うことが許されるけれども、大部分は社会から預かった金である。」と言ったそうです。単に預かっているだけだから、もちろんこれを自由に使うことは許されず、あくまで、事業をさらに発展させるために使うものである、というわけです。世の中の経営者がみんなこのような考え方をすれば、今回のような問題もきっと減っていくのでしょね。

さて、早いもので今年ももう12月です。おかげさまで、この「毎日楽しく」も今年7年目に入りました。これも、ひとえにみなさまのおかげです。ありがとうございました。来年もみなさまにとって良い1年でありますように。

